

○ 外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十七年大蔵省令第二十六号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(有価証券届出書等の備置き及び公衆縦覧) 第十七条 「略」</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、法第二十五条第一項第一号及び第二号に掲げる書類に記載された有価証券の売出しに係る有価証券の所有者が個人である場合には、関東財務局長は、当該所有者の住所のうち、市町村（特別区を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区又は総合区。次条第二項において同じ。）までの部分以外の部分を公衆の縦覧に供しないものとする。ただし、当該書類の提出者が、当該関東財務局長に対し、当該所有者の住所のうち当該部分を公衆の縦覧に供することについて申出を行ったときは、この限りでない。</p> <p>第十八条 「略」</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、法第二十五条第一項第一号及び第二号に掲げる書類に記載された有価証券の売出しに係る有価証券の所有者が個人である場合には、金融商品取引所及び認可金融商品取引業協会は、当該所有者の住所のうち、市町村までの部分以外の部分を</p>	<p>(有価証券届出書等の備置き及び公衆縦覧) 第十七条 「同上」</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、法第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる書類に記載された有価証券の売出しに係る有価証券の所有者が個人である場合には、関東財務局長は、当該所有者の住所のうち、市町村（特別区を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区又は総合区。次条第二項において同じ。）までの部分以外の部分を公衆の縦覧に供しないものとする。ただし、当該書類の提出者が、当該関東財務局長に対し、当該所有者の住所のうち当該部分を公衆の縦覧に供することについて申出を行ったときは、この限りでない。</p> <p>第十八条 「同上」</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、法第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる書類に記載された有価証券の売出しに係る有価証券の所有者が個人である場合には、金融商品取引所及び認可金融商品取引業協会は、当該所有者の住所のうち、市町村までの部分以外の部</p>

公衆の縦覧に供しないものとする。ただし、前条第二項ただし書の規定により、当該部分が公衆の縦覧に供される場合は、この限りでない。

分を公衆の縦覧に供しないものとする。ただし、前条第二項ただし書の規定により、当該部分が公衆の縦覧に供される場合は、この限りでない。

第二号様式

【表紙】
 【提出書類】 有価証券届出書
 【提出先】 関東財務局長
 【提出日】 年 月 日
 【発行者の名称】 _____
 【代表者の役職氏名】(2) _____
 【代理人の氏名又は名称】(3) _____
 【住所】 _____
 【電話番号】 _____
 【事務連絡者氏名】(4) _____
 【住所】 _____
 【電話番号】 _____
 【縦覧に供する場所】(5) 名称 _____
 (所在地) _____

[第一部～第三部 略]

(記載上の注意)

[(1)～(4)] 略

(4) 経理の状況

a [略]

b 最近5年間（発行者が、当該届出書を提出する日前に届出書又は有価証券報告書を提出している者にあつては、最近2年間（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条の2の2に規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合にあつては、最近1年間））の財務計算に関する書類を掲げること。ただし、発行者が当該届出書を提出する日前に届出書又は有価証券報告書を提出している者でない場合には、発行者の選択により最近3年間の財務計算に関する書類であつて、公認会計士又は監査法人に相当する者により監査証明に相当すると認められる証明を受けているもののみを掲げることができる。この場合において、特殊な会計処理をしているもの又は特異な科目表示をしているものがあれば、分かりやすく説明すること。

c [略]

[(45)～(47)] 略

第三号様式

【表紙】
 【提出書類】 有価証券報告書
 【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項
 【提出先】 関東財務局長
 【提出日】 年 月 日
 【会計年度（又は事業年度）】 自 年 月 日 至 年 月 日
 【発行者の名称】 _____
 【代表者の役職氏名】(2) _____
 【事務連絡者氏名】(3) _____
 【住所】 _____
 【電話番号】 _____

第二号様式

【表紙】
 【提出書類】 有価証券届出書
 【提出先】 関東財務局長
 【提出日】 年 月 日
 【発行者の名称】 _____
 【代表者の役職氏名】(2) _____
 【代理人の氏名又は名称】(3) _____
 【住所】 _____
 【電話番号】 _____
 【事務連絡者氏名】(4) _____
 【住所】 _____
 【電話番号】 _____
 【縦覧に供する場所】(5) 名称 _____
 (所在地) _____

[第一部～第三部 同左]

(記載上の注意)

[(1)～(4)] 同左

(4) [同左]

a [同左]

b 最近5年間（発行者が、当該届出書を提出する日前に届出書又は有価証券報告書を提出している者にあつては最近2年間（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第6条に規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合については最近1年間））の財務計算に関する書類を掲げること。ただし、発行者が当該届出書を提出する日前に届出書又は有価証券報告書を提出している者でない場合には、発行者の選択により最近3年間の財務計算に関する書類であつて、公認会計士又は監査法人に相当する者により監査証明に相当すると認められる証明を受けているもののみを掲げることができる。この場合において、特殊な会計処理をしているもの又は特異な科目表示をしているものがあれば、分かりやすく説明すること。

c [同左]

[(45)～(47)] 同左

第三号様式

【表紙】
 【提出書類】 有価証券報告書
 【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項
 【提出先】 関東財務局長
 【提出日】 年 月 日
 【会計年度（又は事業年度）】 自 年 月 日 至 年 月 日
 【発行者の名称】 _____
 【代表者の役職氏名】(2) _____
 【事務連絡者氏名】(3) _____
 【住所】 _____
 【電話番号】 _____

